

自由が丘商店街振興組合 決済サービス【加盟店規約】

自由が丘商店街振興組合（以下「甲」という）の提供する店舗サポートサービス（以下「本サービス」という）の利用を希望する個人、法人、または団体（以下「乙」という）は、甲の指定する「店舗サポートサービス利用申込書」（以下「利用申込書」という）により、申込を行い、以下の利用規約（以下「本規約」という）を遵守するものとする。

第1条（前提条件）

- 本サービスは、甲が独自に提供するサービス（以下「当社サービス」という）と、甲と提携する決済サービス提供会社（以下「提携決済会社」という）が提供するサービス（以下「個別サービス」という）によって構成される。乙は当社サービス及び個別サービスの両方または、いずれかを単独で利用することができる。
- 乙が個別サービスの利用を希望する場合で、提携決済会社の審査が必要であるときは、乙は甲を通じて提携決済会社の審査を申請し、提携決済会社の加盟店として承認を受けるものとする。この際、提携決済会社の加盟店承認が得られない場合は、乙は当該提携決済会社の提供する個別サービスを利用することはできない。
- 乙が前項の審査の結果、提携決済会社の加盟店として承認された場合は、当該提携決済会社との取引については、本規約のほか当該提携決済会社の定める加盟店規約等の諸規定（以下「個別規約」と総称する）が適用されるものとし、本規約に定めのない事項または本規約と個別規約の内容が矛盾する事項については、個別規約が本規約に優先して適用されるものとする。
- 本サービスの利用は、事前に乙が甲に届け出、甲の承認を得た乙の店舗施設にのみ限定する。
- 本サービスの利用に際して必要となる一切の通信環境（本サービスの付帯通信サービスの利用も含む）は、乙が乙の負担と責任において整備するものとする。

第2条（取引条件）

- 乙が当社サービスまたは個別サービスを利用する場合の具体的な条件については、甲が乙に別途提示する店舗サポートサービス取引条件通知書（以下「取引条件通知書」という）を乙が承認することによって定めるものとする。取引条件通知書に定める内容は以下の通りとする。尚、取引条件通知書において本規約と異なる事項を定めている場合は、取引条件通知書が本規約に優先するものとする。
 - 甲が乙に提供する当社サービスまたは個別サービスの種類
 - 乙に提供するサービスまたは個別サービスの初期導入費用、取引手数料及び取引利率
 - 乙が当社サービスまたは個別サービスを利用するために必要な機器及び機器の貸与条件（初期設定費及び月額利用料等）
 - 乙が当社サービスまたは個別サービスを利用して、乙の顧客に販売した商品または役務の対価に対し、提携決済会社から甲を通じて乙に支払われる決済資金（以下「立替払金等」という）の支払い方法及び支払時期
 - 乙に提供する当社サービスまたは個別サービスを利用する際に同意が必要な個別規約
 - 前各号のほか乙による同意が必要な規約等や取引条件

第3条（本サービスの中止・停止等）

- 甲は以下の各号に定める場合は、事前に乙に通知する異事なく本サービスの全部または一部の提供を、期間を定め、または定めないで停止することができる。
 - 本サービスの提供にあたり必要な甲または提携決済会社のシステム、設備等に障害が発生し、またはメンテナンス、保守、もしくは工事が必要になった場合
 - 電気通信業者、インターネット回線事業者、提携決済会社、当社以外の第三者のサービスの停止などの行為に起因して本サービスの提供が困難となった場合、または困難となる可能性がある場合
 - 天災、戦争、テロ、暴動、騒乱、行政の指導もしくは処分、法令による規制、労働争議等の事案発生により、本サービスの提供が困難となった場合、または困難となる可能性がある場合
 - 本サービスで利用する決済手段の利用環境（磁気カード、ICカード等の媒体及びこれらの読取・処理を行う端末、または、コンピュータ・スマートフォンに利用するアプリケーション等決済サービスの構成に必要な環境）のいずれかにおいて、システムの改ざん、暗号解読に関わる事故・不具合等、決済サービスの継続をすることについて問題が発覚、もしくはその疑いが認められた場合
 - 前各号のほか、甲が合理的な理由により本サービスの提供を中止または停止することが必要と判断した場合
- 甲は前項に基づいて本サービスの全部または一部の提供を停止したことにより乙に生じた損害及び不利益について、乙に対して損害賠償を含む一切の法的責任を負わない。

第4条（本サービスに関する立替金等の支払および、本サービスの利用料の支払）

乙が顧客に販売した商品または役務の対価に関し、個別サービスに基づいて提携決済会社から甲を通じて乙に支払われる決済資金（以下「立替金」という）および、乙の甲に対する本サービスの利用料の支払方法および支払時期に関しては以下の通りとする。但し、甲は提携決済会社から立替金その相当額を受領していない場合、または提携決済会社から立替金相当額の返還を求められている場合は乙に対する支払義務を負わない。

- 乙が利用申込書に振替および決済希望日を記載し、甲がどう希望日を承認した個別サービスについては、乙は甲が予め指定した期日までに甲の指定した方法で振替内容および決済内容を記載した電子データを甲の決済システムに登録するものとする。指定期日までに電子データの登録が行われない場合、甲は乙に対する当月の振替及び決済に関する責を負わない。
- 前項の登録が行われた場合、甲は毎月1日から15日分を当月15日で集計、毎月16日から月末分までを当月末に集計し、15日集計分については当月末、当月末集計分については、翌月15日に、条件提示書によって提示した個別サービスの利用料および当社サービスの利用料を差引いて乙の指定口座に振り込むものとする。但し、クレジット決済のボーナス一括取引については、甲は、当年7月1日から当年11月30日の間の取引分は、当年11月30日にて集計し、翌年1月15日に、当年12月1日から翌年6月30日の間の取引分は翌年8月15日に、それぞれ条件提示書によって提示した個別サービスの利用料及び当社サービスの利用料を差引いて乙の指定口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とし、15日および末日が銀行休業日の場合はそれぞれ前営業日に乙の指定口座に振り込むものとする。
- 前項に従い精算した結果、甲が乙に対して清算金を請求する場合は、甲が乙に提示した精算書に記載の支払期日までに、乙が甲の指定銀行口座に支払うものとし、この際の振込手数料は乙が負担するものとする。
- 乙が工に対する利用料等の債務の支払を遅延した場合には、支払期日の翌日から完済に至るまでの期間について年利14.5%の遅延損害金を支払うものとする。

第5条（端末の貸与および取扱手順）

- 本サービスの利用にあたり必要な端末（以下「貸与端末」という）がある場合は、甲より乙に対して貸与するものとする。また、貸与端末の貸与料等に関する利用条件は別途取引条件通知書に記載するものとし、前条の立替金と相殺するものとする。
- 貸与端末の乙への納品は、甲の所定の方法で乙の指定場所に送付するものとする。この際、乙以外のものによる受領も乙の受領と見做すものとする。
- 乙は甲の指示及び提携決済会社の提供する貸与端末の取扱に関する説明書及び個別規約および本規約に従い貸与端末を取り扱うものとする。
- 乙は善良なる管理者の権限をもって貸与端末を利用、管理するものとする。
- 貸与端末の動作に必要な電源および電気等にかかる費用ならびにレシート用紙などの消耗品費用は乙の負担とする。
- 乙が自ら本サービスの利用を停止する場合、または乙と提携決済会社もしくは甲との契約が契約期間満了または解除等、理由の如何を問わず終了した場合等であって、乙が本サービス利用のために貸与端末を使用しなくなった時は、乙は直ちに貸与端末を甲に返還するものとし、この際必要な費用は乙が負担するものとする。

第6条（貸与端末の修理・交換）

- 貸与端末および貸与端末の付属機器に故障等が生じた場合、乙は直ちに甲にその旨を通知するものとする。
- 乙が前項の定めに従い通知した貸与端末の故障等について、甲が修理・交換が必要と判断した場合、甲は甲が指定する第三者による修理・交換を依頼、または、故障端末と同一もしくは同等機能を有し正常な動作を確認した貸与端末を代品として乙に送付する。
- 乙が前項に記載の故障端末の代品として甲の送付した端末を受領した場合、乙は乙の費用と責任において当該故障端末を速やかに甲に送付する。
- 第1項に記載の故障等が乙の責による場合、故障端末の修理および交換に関わる一切の費用は乙が負担するものとする。
- 貸与端末が紛失・盗難等により甲への返却が不可能となった場合、甲は前2項同様新たな貸与端末を送付するものとし、その費用については一切を乙が負担する。

第7条（本サービスの変更）

- 甲は、甲の裁量により本サービスの一分の内容を追加、または変更することができる。
- 乙は提携決済会社の方針およびサービスの変更により、甲の責によらず乙に提供するサービスの内容が変更、修正、削除されることがあることを認識し、甲はこれらの変更、修正、削除に対する責を負わず、また、これに対して生じた乙またはその関係者の不利益や損害について一切の責を負わない。

第8条（本規約の変更）

- 甲は次項の手続きを取るにより乙の承認を得ることなく、いつでも本契約の内容を変更することができる。
- 甲が本規約の内容を変更する場合、甲は当該規約変更の内容と当該変更が効力を生じる日（以下「効力発生日」という）を明示した書面を、効力発生日の7日前までに以下の方法によって通知するものとする。
 - 利用申込書に記載された乙の連絡先に発送する

- 乙が事前に登録した e-mail アドレス宛に e-mail を発信する
 - 甲のウェブサイト（https://jaspas.jp）上に掲載する
- 乙が前項による規約変更の効力発生後、本サービスの全部または一部を利用した場合、または、乙が効力発生日から14日以内に本サービスにかかる甲との契約の解除の意思表示を行わない場合も当該規約変更と同士したものと見做す。

第9条（本サービスの利用期間および乙による本サービスの解約）

- 本サービスの利用期間は、甲が提示した取引条件通知書を乙が承認した日より3年とし、期日満了の90日前までに甲または乙からサービス解約の申し入れがない場合、同一条件で利用期間を更新するものとし以後も同様とする。

第10条（乙の禁止事項）

- 乙は次の各号に定める行為を行ってはならない。
 - 甲に対する虚偽の申請
 - 甲、もしくは第三者の財産（知的財産権を含む）、プライバシー、名誉、信用、肖像、またはパブリシティに係る権利、その他の権利・利益を侵害する、またはその可能性がある行為
 - 前号以外で甲もしくは第三者の権利・利益を侵害する、またはその可能性がある行為
 - 法令に違反し、もしくは公序良俗に反する、またはそれらの可能性がある行為
 - コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用する等をして甲または第三者に損害を与える、またはその可能性がある行為
 - 前号に定めるもののほか、不正アクセス等、甲の業務の遂行、本サービスの業務、サービス、通信を含む設備等に故障を及ぼす行為、またはその可能性がある行為

第11条（権利・義務およびそれらの譲渡禁止）

- 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得ることなく、本規約上の地位または本サービスに関する権利・義務の全部、または一部を第三者に対して譲渡（合併・会社分割等による包括承継も含む）、または担保に供する等、一切の処分を行ってはならない。
- 乙は、改組等により乙の契約組織に変更がある場合、または甲へ届け出た登録情報に変更がある場合、速やかに甲に通知し甲の定める所定の手続きをとるものとする。

第12条（契約解除等）

- 乙が以下の各号の一つに該当した場合、甲は何ら通告・催告を行うことなく、かつ、乙に対して損害賠償を含む一切の義務を迫うことなく、乙に対する本サービスの全部の提供を、期間を定め、もしくは定めずに停止し、または乙との間の本サービスの提供にかか一切の契約を解除して本サービスの提供を終了することができる。
 - 本規約、または個別規約に違反した場合
 - 提携決済会社が、加盟店契約および個別契約に基づく乙に対するサービスの提供を停止した場合、または提携決済会社が乙との加盟店契約を解除した場合
 - 乙の甲または提携決済会社に対する申告内容の全部または一部に虚偽があった場合
 - 反社会勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会勢力、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知的暴力団その他これに準じるもの）である、または資金提供その他を通じて反社会勢力等の維持、運営もしくは経営に協力、関与する等反社会勢力等と何らかの交流もしくは関わりを持っていると判断されるもの、ならびに実質的に反社会勢力等が経営に関与している法人等であると甲が合理的に判断した場合
 - 仮差押、差押、競売、破産手続開始、会社更生法手続開始、民事再生手続等の申立があった場合、または公租公課等の滞納処分を受けた場合
 - 手形もしくは小切手の不渡りがあった場合、銀行停止処分を受けた場合、その他支払を停止した場合
 - 法令違反等、善良な風俗を害する行為、もしくは知的財産権の侵害、プライバシー侵害、名誉毀損、信用毀損、その他他人の権利を侵害する行為を行い、またはこれらの行為に加担したと認められる場合
 - 解散、合併、原資、事業の廃止または事業の全部もしくは重要な部分の譲渡等の決議をした場合
 - 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し等の処分を受けた場合
 - その他、甲が乙に対する本サービスの全部または一部の提供をすることが不適切であると判断した場合
- 乙が前項各号の一つに該当した場合、前項契約解除の有無に関わらず、乙は当該解除の時点において甲に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに全額を支払うものとする。

第13条（業務委託）

- 甲は乙の承諾なく、本サービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができる。
- 前項の場合、甲は第14条および第15条に定める情報管理責任を適切に実行できる管理体制を敷いていることを条件として委託先を厳選し、機密保持契約の締結等厳密に委託先を管理するものとする。

第14条（情報管理）

- 甲は、本サービスの履行を通じて知った乙の情報について、以下の各号の場合を除き乙の同意を得ずに第三者への開示は行わない。
 - 甲が乙に対し事前に利用目的を明かし同意を得た場合
 - 法令または公的機関からの要請を受け、要請に応じる必要を認めた場合
 - 人の生命、身体または財産の保護の為に必要があり、且つ加盟店の同意を取ることが困難である場合
 - 本サービスの提供または機能向上を目的とした提携決済会社への提示
 - 甲が本サービスの業務の一部を委託する為に必要な場合
- 乙は、前項によらず甲が乙を特定できないように加工した情報を用いて、加盟店の取引および取引属性を分析したデータを本サービスおよび甲のサービスの利便性向上や新規サービスの検討などに利用、または第三者への開示を行うことを承認する。
- その他、乙の情報ならびに代表者および担当者の個人情報については、法令および乙の個人情報保護方針に準ずるものとする。

第15条（個人情報の保護に関する事項）

- 甲は、乙から取得した乙の個人情報の扱いを以下の通りとする。
 - 甲は、本規約締結に関し乙より取得した個人情報に関し、個人情報保護管理者を任命し、乙の個人情報を適切且つ安全に管理し、個人情報の漏洩、滅失または毀損を防止する保護策を講じるものとする。なお、個人情報の取扱については、甲の「個人情報の取扱について」に定め甲のウェブサイト（https://www.jaspas.jp/security-policy）に掲載する。
 - 甲が乙より本サービスに関して個人情報を取得する目的は、本サービスの業務上の利用および乙への情報提供を目的とし、当該範囲以外での利用および開示は前項に準じるものとする。
 - 乙が甲に個人情報を提供するかどうかは、乙の任意によるものとする。ただし、必要な項目を提出しない場合、本サービスの乙に対する提供内容が限定的になる等の不利益が発生する可能性を乙は承認するものとする。
 - 乙は、甲に対して自己の情報開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、通知又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止）の請求等）に関して、本条 1 項 1 号に記載の「個人情報の取扱いについて」に従い甲に申し出ることができ、甲はこの申し出に対し合理的な期間内に対処するものとする。

第16条（損害賠償）

- 甲は、甲の故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供に関して乙に生じた損害について一切の法的責任を負わない。
- 甲が前項に基づいて損害賠償の責を負う場合の責任範囲は、乙の逸失利益を含まないものとし、かつ乙に現実発生した通常予見可能な損害に限るものとする。

第17条（準拠法および合意管轄）

- 本規約は日本法によって解釈され日本法を準拠法とする。
- 本規約または本サービスに関して、甲と乙で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。